

## 平成23年度 第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

- 1 日 時 平成24年2月9日（木）13:30～15:00
- 2 場 所 市庁舎3階応接会議室
- 3 出席者  
(委員) 芝 孝子 菌田 弘 佐々木 文義 岩本委員 和強 永易 英寿  
丹 絹子 鳥越 俊之（7名）  
  
(事務局) 神野福祉部長 園部国保事務局 石井主幹 河端副事務局 真鍋  
係長 藤田（書記）（6名）
- 4 欠席者 白石 忍 岡本 美登里 妻鳥 正子 井石 安比古 大野 高溥  
山内 保生 今井 基博（7名）
- 5 傍聴人 1名
- 6 新任委員紹介 被用者保険等保険者を代表する委員の徳永委員が平成23年11月  
4日に辞職されたため、新たに鳥越俊之委員が委嘱された。また、  
本日欠席の妻鳥正子委員（被保険者代表）の紹介。
- 7 議事録署名人の 議事に先立ち、議事録署名人に公益代表の岩本委員と保険医又は  
選出 保険薬剤師代表の菌田委員を全委員一致で選任した。
- 8 福祉部長挨拶 神野部長
- 9 議題 (1) 平成23年度国民健康保険（事業勘定）歳入歳出決算見  
込みについて  
(2) 諮問事項について  
(3) 平成24年度国民健康保険事業特別会計当初予算案につ  
いて  
(4) 保健事業について  
(5) その他

10 議事録（議題(1)・(2)・(3)・(4)・(5)について）※議長は規定により佐々木会長

(議長) それでは、1号議案「平成23年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 第1号議案について説明（別紙参照）

(議長) 質疑はありますか。

(岩本委員) 事務局から収納率が上がったとの説明がありました。具体的に何%から何%上昇したかについて、また分かる範囲で上昇した理由について教えて頂きたい。

(事務局) 今手元にある最新のデータによりますと1月分までの収納率は、66.19%です。対前年度同月が65.72%である事から0.47%の増となっています。

また、滞納繰り越し分につきましては、26.59%です。これは、対前年度同月が21.39%である事から5.2%の増となっています。

まず債権管理対策室を含めての取組みについては、以前ご説明させて頂いた経過がございますが、現状では12件を債権管理対策室に移管し、差押え等の収納対策に取り組んでいます。また、国保課独自の差押えや、預金等の調査に取り組んでいます。

これらについては、市政だより等の広報もありまして、現実に債権管理や国保課の差押えにならずとも、滞納者の方から納付に至るという経過もございます。これらが、収納率が上がった理由のひとつと考えています。

(岩本委員) 国保財政の構造的な問題もあるが、収納率が悪かった事も一つの財政悪化の原因であったのではないかとと思われる。22年度に債権管理室ができ、まずは国保の担当課で出来るだけ収納率を上げる取組みをし、債権管理室に移管する形ができています。今の景気の状態からは収納率は下がることが予測されるが、それが上がるという事は国保課や債権管理室の努力だと思うので、今後も続けて頂きたい。

(岩本委員) 先ほど説明がありましたインフルエンザの事についてですが、影響はどうですか。

(事務局) 医療給付費の決算は、3月から2月(末)までとなります。現在の状況は、

10月診療分までの請求からは予測が立ちにくい状況です。

(岩本委員) 昨年に比べるとどうですか。

(主幹) 市内の小中学校の感染情報では、学級閉鎖を聞いております。今のところは、学校閉鎖までには至っていない現状です。

(議長) 他に質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、1号議案「平成23年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長) ありがとうございました。

全員挙手により、1号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、2号議案「諮問事項について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局) 諮問書読み上げ説明（別紙参照）

(議長) 質疑はありませんか。

(岩本委員) 医療分の保険料についてです。24年度予算編成方針では予定収納率91.73%だが、実際はもう少し収納率は高いのではないか。

(事務局) 予算を計上する上で、数字（予定収納率）についてはかなり絞った数字となっています。22年度の決算で申し上げますと、ご指摘の保険料につきましては、一般被保険者と退職被保険者と分けて明記しております。22年度決算全体で申し上げますと収納率は、93.57%です。滞納繰越分を合わせますと、86.89%となっております。予算編成上厳しく見積もっています。

(議長) 他に質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

(議長) 他にありませんか。無いようですので、以上で討論を終わります。  
それでは、2号議案「諮問事項について」は、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

(議長) ありがとうございます。全員挙手により、2号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に3号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局) 3号議案について説明（別紙参照）

(議長) 質疑はありますか。

(岩本委員) 歳入の県支出金関係の説明で、新たな事業として、広域化の話が出ていました。説明があった方向で実際に進んでいるという事ですか。一定の路線が引かれているということですか。

(事務局) 2%の都道府県財政調整交付金の引き上げにつきましては、決まっております。目的としては、広域化を見込んだ財政的な強化を図るため、国庫負担金ではなく県の県財政調整交付金に回すことです。

これについて、どのような取組みをするかという事につきましては、現段階では具体的には出てきておりません。事務レベルとして、そういった話を新聞などのマスコミを通して見ております。

社会保障と税の一体改革の中の素案になりますが、今後こういった都道府県の交付金を9%に引き上げる事によって地方の広域化を推進するという事になっています。具体的に県を含めて各保険者が新たな枠組みとして、どのように振り分けていくか等の指針は出ておりません。

(岩本委員) 広域化とは一体どうなる事を示しているのかを、例えば、南予と東予では一人あたりの医療費が違う。保険料とか、給付のばらつきについての調整とか、実際にどうなるのか等について分かり易く説明して頂きたい。

(事務局) 今回、社会保障と税の一体改革の中で取り上げられていますのは、先ほどの都道府県財政調整交付金が7%から9%に引き上げられる事。もう一

点は、保険体制共同安定化事業の対象医療費を 27 年度から全医療費に拡大する事があります。

事業勘定歳入部分の共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金は、14 億 1 千 7 百万円計上しています。ひと月 1 件当たりのレセプトが 30 万円以上の高額医療の対象レセプトの件数によって、その保険者は、多額の高度医療、つまり多額の負担を強いられています。共同事業として各保険者から拠出された金額を分配した上で、30 万以上の高額療養がある保険者に対して、新居浜市の補助が他の自治体よりも多めに頂いている現状です。27 年度に向かつては、これを廃止し県レベルで・・・例えば 14 億円についての分配は県の中で決定する方向性が示されています。県全体の中でどう割り振りをしていくのか・・・現状は、高額療養費というルールに従っておこなっておりますけれども、例えば所得によって料率を決める。あるいは、実際の医療の実際の収入によって保険料を算出する。所得の率によって保険料を決めていくことになりますと、愛媛県下すべて同じ保険料率となり、今は保険者によって保険料率は違います。これが、例えば県下の保険料率を同じにして所得によって保険料をだそうとする。そのための財源としてこの共同事業の立てりで、金額も違ってきます。果たして、その別のルールが新居浜市にとってプラスなのかマイナスなのかについては、所得の率等の試算によって、変わります。今は、各自治体で保険料を決めているので県からの指導があります。県単位で、大きな財源を持つようになった時、同じルールであるかどうかは、その県単位で考えていきます。高額ではなく、所得によって単純に分ける。すると、今までのルールと違う枠組みができてくる。今、広域化の中で出てきているのは、県が一斉に保険料を同じにするとなった場合、今まで高額があった関係で新居浜市が受けていた補助が減ってくるかもしれない。ルール、制度が変わり保険料が一本化されれば今の共同事業の部分が減ってくるか、増えてくるかは分かりません。単一の保険者で考えていたルールを広域化する事によって、単一の自治体ではなくもっと大きな県全体でのルールで決めていく。一番明確な県民にわかるルールは、県下保険料を同一にするというのを、今議論しています。

(岩本委員) 27 年度から高額医療費共同事業がなくなるという事が決まっているという事ですが、27 年度を目途に広域化を実施するという方針ですか。

(事務局) 今の段階では、一体改革の素案として今後国会で審議されていく前段階にあります。その素案の段階で、共同安定事業の30万という枠は中止の方向になっています。

(岩本委員) 県単位になった場合、新居浜市民、国保被保険者にとって保険料が統一された場合どのような見通しになるのか、国保課としての考え方、被保険者にとってはどうなるのか等を市民に、分かりやすく説明してもらいたい。

(事務局) 先ほど述べた内容は、愛媛県全体の計算やシミュレーションをしていく方向になって行くと思います。

(岩本委員) 医療分、介護分、後期分の限度額ですが、本来もう少し上げる事が可能ではないかと・・・据え置いている理由はどんなところにありますか。

(事務局) 限度額については、国民健康保険法という法律に定められていますので、これに準拠しています。保険者独自ではありません。今年については、国民健康保険法の改正はありません。ということで、限度額についても据え置きとなっております。

(議長) 他に質疑はありませんか。  
以上で質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

(議長) 他にありませんか。以上で討論を終わります。  
それでは、3号議案「平成24年度国民健康保険事業特別会計当初予算案について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

(議長) ありがとうございました。  
全員挙手により、3号議案につきましては、原案のとおり承認することに決しました。  
次に4号議案「保健事業について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 4号議案について説明 (別紙参照)

(議長) 質疑はありませんか

(鳥越委員) 被用者保険者としましては、ジェネリック差額通知は非常に興味があるところですが、24年度実施という事で、まだ国保連合会で検討会の立ち上げの段階であれば、対象年齢やどの程度の金額の差額が生じれば通知を出すというような具体的な事は、まだ決まっていないという現状でしょうか。それとも、検討に入っているのかをお聞かせ願えたらと思います。

(事務局) 経過としましては、国保連合会を中心とした検討会の中で保険者からの希望を集約している段階です。ジェネリック医療通知については、いろいろとクリアしなければならない問題があります。薬によっては、患者の方が効能を認識していない場合もあります。この点で薬の知識が必要になってくると思われます。利用に当たっては、医師会との連携があり、新居浜市医師会長には既に伝えてはいます。被保険者にとりましては金額に関する事ですので、通知する内容、頻度についてはかなり慎重に考えなければならない。

今のところ、国保連合会自体でも通知システムを持っておりますが、各保険者の希望で民間企業を選定する予定です。民間企業を選定に各保険者の項目、回数等といった、希望を集約している段階です。

(鳥越委員) 協会健保では、この2月に、今年度2回目の『軽減額通知』という名前で、薬の変更でひと月300円以上違う方、高齢者の方は慢性疾患にかかっている率が高いので40歳以降の方に対して通知しております。

年配の方ですから、安くなる事、逆に大丈夫なのかというご意見が出ています。

また、今年度広域連合も24年度実施と聞いております。私は、広域連合の委員、県のジェネリック医薬品安心使用連絡会員も兼ねておりますので、ご披露する機会がありましたら、またご報告したいと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

以上で質疑を終わります。討論に入ります。討論はありませんか。

(議長) 他にありませんか。以上で討論を終わります。

それでは、4号議案「保健事業について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。





## 1号議案

「平成23年度

国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」

議案第1号「平成23年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」説明します。

まず、平成23年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料1ページをお開きください。

今回の補正予算では、歳出の増として、総務費を国保連合会分担金の追加により260万8千円を増額いたします。また、金額の確定した事により後期高齢者支援金の医療費拠出金を211万5千円、前期高齢者納付金8万4千円を増額いたします。諸支出金の一般償還金については、国庫支出金である療養給付費等負担金の平成22年度分の償還金が発生しまして、1億2,621万1千円を増額することから補正をいたしております。

歳出の減といたしましては、療養給付費の一般被保険者分が予算に対し大幅減少が見込まれますことから、1億5,713万円を減額しております。

続きまして歳入では、当初予算においては基金からの繰入金的全額1億9,362万7千円を計上しておりましたが、収支を整える上で基金を取り崩さずとも収支が整えられる事から取り崩しをしないこととなります。

繰越金につきましては、22年度繰越の全額1億6,865万5千円とし、3月補正ではこれを歳入といたします。

また、総務費で増額となった国保連合会分担金の260万8千円は、国庫支出金の特別調整交付金により措置されることから、同額を増額いたしております。

3月補正の大きな目的といたしましては、歳出の部で22年度の医療費給付金が確定したことに伴って、負担金の増加1億2,600万円の増額、また数値の確定した物について3月補正で数値を確定させる事が、3月補正の大きな目的になっています。

平成23年度国民健康保健事業特別会計決算見込につきましては、引き続きお手元の資料1ページをご覧ください。この決算見込は、3月の補正案を反映した内容とおよびその他に現在確定していない数値について、平成24年1月末現在の推計によるものでございます。

それでは、まず歳出については、最も大きな割合を占めております療養給付費は、一般被保険者分の支給見込額が減少している事から2億5,200万円の減少、また退職被保険者分は1億4,300万円の減少を見込んでおります。保険給付費につきまして大幅な見込み減となっておりますのは、10月診療までの時点で一人当たりの給付額が対前年を下回っていることや、被保険者数が見込みより少ないこと等が要因と考えております。また、今後のインフルエンザの流行等によっては、この見込みと大きく相違することも考えられます。

その他の歳出として共同事業費の拠出金、保健事業についての特定健康診査費の減少を見込んでおります。

続いて歳入でございますが、保険料の一般被保険者分につきましては、12月までの納期分に対前年を上回る収納率となっております。この事から当初予算額より一般被保険者につきましては6,500万円の増、一方退職被保険者分については、人数が当初の見込みより少ないため8,500万円の減少を見込んでおります。

国庫支出金については、療養給付費等負担金の後期高齢者支援金分で3,200万円の増となっております。その他の共同事業拠出金、特定健康診査費の減少などにより、予算額より4億5,900万円の減少を見込んでおります。

共同事業交付金につきましても、共同事業拠出金の減額に伴い1億6,900万円の減を見込んでおります。

以上、歳入歳出差引は0円となっておりますが、歳出の予備費の1億円につきましては、現在のところ執行の見込みがないことから、8,700万円を繰越金と見込んでおります。

以上で、平成23年度国民健康保険事業特別会計3月補正と決算見込の説明をさせて頂きました。大きなポイントとしては、歳出として療養給付費の額が、対前年度の一人当たり給付額より下回っていることや、被保険者数が見込みより少ないこと。また、歳入として、保険料収納率が対前年を若干上回っております。これらの結果、当初23年度予算では予定計上しておりました国庫財政調整基金1億9300万円を取り崩すことなく、23年度決算が整えられるものとしております。

## 2号議案

### 「諮問事項」について

諮問事項につきまして、ご説明申し上げます。

今回の諮問は、平成24年度の保険料率は医療分、後期高齢者支援金分、介護分いずれも平成23年度と同率に据置くものとして諮問するものでございます。

その理由につきましては、平成24年度当初予算が、23年度に対して後期高齢者支援金が2億9,300万円の増額、また介護納付金が1億2,600万円の増額となった事。このような状況もありますが、ひとつには先ほど承認頂きました23年度見込みによれば、財政調整基金の取り崩しを行わなくても良い経過もあり、24年度に向けて国民健康保険財政調整基金から後期高齢者支援金分、介護分の不足を基金の取崩しによって補い、収支を整えることができますことから、24年度においての各医療分、後期高齢者支援金分、介護分の保険料率の引上げは行わず、平成23年度の料率と同率に据置こうとするものでございます。

以上で諮問事項の説明を終わります。

### 3号議案

「平成24年度国保特別会計当初予算」について

平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（案）について説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費及び介護保険に伴う介護納付金のほか、平成20年度から制度改正によりまして開始されております後期高齢者支援金及び前期高齢者の財政調整制度である納付金、特定健康診査などの保健事業に必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な保険料の負担により予算編成をするのが原則となっております。

平成24年度の予算編成につきましては、後期高齢者支援金また介護納付金が大幅増という形の中で、財政調整基金の取崩しにより収支を整える案としております。

資料の2ページから8ページまでの、予算編成のあらましにつきましては、お目通し願ひまして、説明を省略させていただきます。

資料の9ページをお開きください。

平成24年度国民健康保険（事業勘定）歳入・歳出予算の主な項目につきましてご説明申し上げます。

まず、左側の歳出についてですが、総務費、人件費等の一般管理費、国民健康保険団体連合会分担金、などの総務費となっております。これらについては、ほぼ対前年度と同額となっております。

保険給付費は、国保の歳出では最大のウェイトを占めております。療養給付費につきましては、過去の実績に基づいて算定しております。一般被保険者分については、保険者負担額として76億7,915万1千円を見込んでおります。

退職被保険者分につきましても、保険者負担額として7億3,821万円を見込んでおります。

次に療養費につきましても、同様の算出方法により、一般被保険者の保険者負担額として、5,103万9千円を見込み、退職被保険者分としては1,557万9千円を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金につきましては、医療費拠出金として15億3,346万4千円を計上しております。これは、大幅な増額となっております。一人当たり負担見込み額、基準単価というものがございます。一人あたりの基準単価が後期高齢者支援金につきましては、46,968円から49,497円へ、率にして5%の上昇が既に見込まれております。

後期高齢者支援金につきましては、対前年度よりも2億9,370万円の増額となっております。

次に、介護納付金につきましては、厚生労働省が定めた方法で算出する根拠となりま

す一人当たり負担見込み額が、

54,191円から56,400円へ、率にして4%の増額が既に見込まれております事から金額として対前年度実績より1億2,605万円の増額となっております。

公債費につきましては、平成22年度に借り入れました県の広域化等支援基金2億5千万円の返済が、24年度から始まることから、5千万円を計上しております。

予備費につきましては、1億円を計上しております。

以上、平成24年度当初予算の歳出合計は、

141億1,685万3千円で、平成23年度当初予算の

140億7,563万7千円に対し、保険給付費につきましては減額を見込んでおりますものの、後期高齢者支援金、介護納付金の大幅増と愛媛県の広域化等支援基金借入金への返済のため4,121万6千円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

まず、国民健康保険料のうち、医療分の保険料につきましては、平成23年度の決算見込み保険料調定額を基に、市民税課資料を基に所得減を見込み、保険限度額の据置を踏まえて算出し、一般被保険者の保険料調定額から予定収納率として91.73%を乗じて得た額15億2,710万1千円を計上しております。職被保険者分も保険料調定額1億5,820万円に、予定収納率96.15%を乗じた額1億5,210万9千円を計上いたしております。滞納繰越分といたしまして、一般被保険者分4,426万5千円、退職被保険者分269万4千円を計上しております。

次に、国庫支出金ですが国庫負担金のうち、療養給付費等負担金一般被保険者分につきましては、給付費全体の中から前期高齢者交付金と基盤安定繰入金の2分の1を控除した額の34%が負担金となっております。24年度の制度改正により34%から32%となります。このことから、老人保健拠出金分1千円を含め12億8,175万6千円と見込み、後期支援金負担金分では3億9,160万8千円、介護納付金負担金分としては2億18万3千円を見込んでおります。療養給付費等負担金の引下げ分2%につきましては、財政運営の都道府県単位化を円滑に進めるためとして、県の財政調整交付金の交付率を7%から9%へと引上げる事となっております。このため、国の国庫負担金については、

34%から32%に下がりますが、県の財政調整交付金の交付率を7%から9%へと引上げる事となっております。

都道府県財政調整交付金につきましては、先ほどご説明したように、24年度より7%から9%へと交付割合が引上げられますが、2%の上昇分につきましては県において新たな枠組みの共同事業の実施が予想されております。まだ、決定ではございません。この事についての、財政負担が増大する可能性も保険者によっては発生することから、例年並みの4億801万2千円と計上しております。

次のその他一般会計繰入金につきましては、一部負担金の割合を減じる等いわゆる地

方単独事業の実施により減額される国庫負担金相当分について財源措置、また緊急雇用  
勸奨事業などを含め、一般会計繰入金としては合計で2億5,652万3千円を計上し  
ております。

以上、歳入分に対しての歳入は保険料、国庫、あるいは共同事業、一般会計繰入金な  
どを計上した結果、なお発生する歳入の不足分について基金繰入金として、2億5,8  
64万2千円を計上しております。これだけが国庫財政調整基金からの取り崩しという  
こととなります。次に繰越金につきましては、23年度の決算余剰金の見込みについて  
は今後の医療費の動向、特に先ほど話題になりましたインフルエンザの流行等もありま  
すので、1千円としております。次に諸収入のうち主なものでは、第三物交付金として、  
一般被保険者分、退職者分を計上しております。

以上、歳入の合計は141億1,685万3千円となっております。

以上で、平成24年度国民健康保健事業特別会計歳入・歳出予算（案）の説明を終わ  
ります。

#### 4号議案

##### 「保健事業について」

保健事業についての説明をさせていただきます。

ミニ健康まつりから特定健康診査結果説明会への移行について説明いたします。国保課では、平成21年度から地域公民館等に出向きまして、ミニ健康まつりを開催しております。

この目的は、医療費分析の結果等から健康課題の周知を図り、特定健康診査の受診に向けて勧奨することです。

事業の内容としましては、公民館に赴きまして地域の皆さんに来て頂いて、骨折予防を中心に国保連合会より骨密度測定器、足指筋力測定等の器材を借用し健康チェックをから、健康予防へ関心を高め、特定健康診査やがん検診等の受診勧奨を実施しております。平成22年度には17回1,944人、23年度には18回1,222人に参加頂いています。

ここで次のような問題点が生じてきました。先ほど説明した健康器材についてですが、国保連合会から借用して地域に出向いていましたが、国保連合会の国庫補助金の減少から機具のメンテナンスの廃止、器材の故障が判明すれば即貸出停止通知がきております。このことから、健康器材（国保連合会所有）が安定的して借用できない運びとなっております。

次に測定した結果について、血管年齢・骨密度測定の検査結果にばらつきがあり、信憑性乏しいところがあります。具体例を出せば、血管年齢が30代だったので安心していたが、

その後心疾患を患った等市民からの指摘もありました。目安として参考数値として考えて頂きたかったのですが、数値がでますとそれをそのまま受け止められてしまうケースもございます。

また、公民館で実施していましたが、来所者の予測ができないので、多い時は簡易な健康チェックにとどまり健康予防の動機付け等セルフケアの必要性を伝えたり、特定健康診査・がん検診などの受診勧奨が行えなかつたりの状況になっております。来所者のうち国保被保険者は全体の4割で、国保課が主体として特定健康診査等の受診勧奨をするには、難しい状況になっております。

この事業と並行して、平成22年度より特定健康診査結果説明会を開催しております。結果説明会は、自分の健診結果を知り生活習慣を見直す機会として頂き、食事や運動等セルフケアの認識を高めて、特定健診受診や特定保健指導の利用率を高めることを目的としております。

事業内容と致しましては、主に集団健診実施後1か月以内に健診会場と同じ場所で開催し、管理栄養士・保健師による健診結果を踏まえた生活習慣病の説明を集団にて実施し、必要に応じた個別相談を実施しております。

23年度は、集団健診を中心に40回約1,200人が参加して頂いております。

以上の事から24年度の保健事業としましては、ミニ健康まつりについては、ある一定当初の目的である特定健診のアピールと自分の健康は自分で守ることが達成されたと考えて、これを特定健康診査結果説明会に移行させていきたいと考えております。今、結果説明会については集団健診を中心に実施しておりますが、個別に医療機関で特定健診を受けた方への結果説明会を試験的に実施しておりますが、24年度についてはこれについても積極的に展開していきたいと考えております。集団と個別それぞれに結果説明会を開催したいと考えております。

また、結果説明会に不参加の方で特定保健指導対象者には、指導訪問を行って保健指導にも繋げたいと考えております。

以上が、ミニ健康まつりから結果説明会への移行についての説明です。

非肥満者への生活習慣病予防教室の開催につきましては、メタボリックシンドロームに該当しない方で、食事や運動等の生活習慣の改善が必要な方に対して教室の開催を考えております。

最後に、ジェネリック医薬品の利用推進と差額通知の実施につきまして説明いたします。ジェネリック医薬品については、既に希望カードやパンフレットで広報通知をしております。ジェネリックを利用する事によってどれだけの調剤費、つまり薬局で支払う薬代が減少しますという通知を先進的に実施している自治体もございます。厚生労働省を通じて愛媛県からジェネリック差額通知が医療適正に効果がみられる為、各自治体積極的に推進してほしいという通知を受けまして、愛媛県下で連合会を中心として検討会を立ち上げて愛媛県でもジェネリック利用による差額通知の取組み始めたことです。今現在は検討会の段階ですが、24年度に実施という事になれば、新居浜市としてもこれに参加したい考えです。その際には、ジェネリック差額通知のための予算を計上しておきたいと考えております。今ところ国に対しては、調整交付金として200万円が実施した場合交付されることになっております。事業内容としては、この200万円で役務費や委託費に充てたいと考えております。

以上が保健事業についての説明です。